

農業振興地域整備基本方針

平成20年3月

和歌山県

農業振興地域整備基本方針

目 次

第1	農用地等の確保に関する事項	1
1	農用地等の確保の基本的考え方	2
2	農用地等の確保のための施策の推進	2
3	農業上の土地利用の基本的方向	3
第2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置および規模に関する事項（指定予定地域）	5
第3	農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	11
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	12
2	農業地帯別の構想	12
3	広域整備の構想	14
第4	農用地等の保全に関する事項	15
1	農用地等の保全の方向	16
2	農用地等の保全のための事業及び活動	17
第5	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	18
第6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	22
1	重点作物別の構想	23
2	農業地帯別の構想	25
3	広域整備の構想	27
第7	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	28
1	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	29
2	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	29
3	農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	29
第8	第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	30
1	農業就業者の安定的な就業の促進の目標	31
2	農村地域における就業機会の確保のための構想	31
第9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	32
1	生活環境施設の整備の必要性	33
2	生活環境施設の整備の構想	33

第 1 農用地等の確保に関する事項

第1 農用地等の確保に関する事項

1. 農用地等の確保の基本的な考え方

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料・農業・農村基本法（平成17年法律第107号）において「必要な農地の確保及びその有効利用を図ること」、また、食料・農業・農村基本計画（平成17年閣議決定）では、食料の安定供給の確保を図る観点から、主要品目の作付け面積（農地面積）や生産努力目標が示されていることから、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づき、農用地区域として設定するとともに、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能の発揮のためにも、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図ることとする。

耕地面積は、過去10年間で毎年約300ヘクタール減少しているが（平成17年現在で36,400ヘクタール）、近年は都市化の鈍化、社会経済諸活動の成熟化等により、全体として耕地の減少率は低下しており、今後も減少はするものの平成27年には35,000ヘクタール程度になると見込まれる。

また、農用地区域内の現況農地（耕作放棄地を除く田、畑、樹園地）については、次の2に掲げる諸施策を通じた農用地等の確保のための取組を推進することにより、平成27年において現状（平成17年31,370ヘクタール）に対し、30,900ヘクタールの確保を見込む。

2. 農用地等の確保のための施策の推進

(1) 農業経営の基盤強化の促進に必要な施策の農用地区域における実施

農業振興地域は農業振興に関する施策を計画的に推進する地域であり、この農業振興地域のうち農用地区域は、農業生産の大宗を担う区域である。したがって、農業生産基盤整備事業等農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策は、原則として農用地区域を対象として行うものとする。

(2) 農地の保全・有効利用

農地の保全・管理、効率的かつ安定的な経営体への集積、農業生産基盤の整備等の施策を通じ、耕作放棄の発生の防止・解消に努め、農地の保全・有効利用を促進する。

特に、適切な農業生産活動が行われるよう農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下、「農業経営基盤強化促進法」という。）第6条第1項に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定めた遊休農地の農業上の利用の増進に関する施策の実施等により耕作放棄地の発生防止・解消を推進するものとする。

(3) 農業生産基盤の整備

生産性の高い農業や高付加価値型の農業等の展開のため、地域の特性に応じて、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進等の生産基盤の整備を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

(4) 非農業的土地需要への対応

やむを得ず非農業的土地需要へ対応するため、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合には、農用地区域内以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用に支障が生じないことを基本とするとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合、農業振興地域整備計画については、計画的な実施が重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2に基づき実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

(5) 交換分合制度の活用

交換分合は、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行う。

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため、土地の所有者とその土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。

(6) 公用公共用施設の整備と調整

国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、関係部局と緊密な情報交換を行うなど連携の強化に努め、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第16条に規定される国及び地方公共団体の責務にかんがみ、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

(7) 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画の策定、変更にあたっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに県においては、県農林業団体、都市計画審議会、商工会連合会等関係団体を代表する者、市町村においては、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

(8) 農業振興地域整備計画の策定・変更手続き

農業振興地域整備計画の策定・変更にあたっては、農業振興地域整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民からの意見書の提出の機会を付与することにより手続きの公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で各種農業振興政策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

3. 農業上の土地利用の基本的方向

本県は大阪経済圏に包括され、紀北・紀中地域は近畿圏の都市開発区域として、また紀南地域は広大な森林資源や漁業資源をもとに自然景観を活かした観光やレクリエーションと一体となった新たな発展が期待されている。

また、関西国際空港の2本目の滑走路の建設や、太平洋新国土軸計画による、京奈和自動車道や紀淡連絡道路の開設、高速道路の紀南延長など交通体系の整備により産業の地方分散が期待される一方、近畿圏域への農産物の安定供給基地として果たす役割はますます拡大するものと思われる。

県勢発展の基調として、道路交通網の整備と相まって精密機械、電気機械、石油精製、鉄鋼、化学を軸とする工業、天恵の暖地を活かした農業、海岸美と雄大な森林資源を母体とする観光がそれぞれ調和しつつ本県産業の発展をリードするものと予想される。

こうした基調のもとで、各産業の発展を実現するためには、生鮮食料品を供給する近代的な農業生産実現のための優良農用地を確保しつつ、今後なお増加するであろう市街地、工場用地としての土地需要を始めとする、各種土地需要に応じた県土の総合的かつ計画的な利用の観点から、各地域の特性に立脚した秩序ある県土利用に努め、都市と調和した農村環境整備を推進する必要がある。

特に農業の基盤となる農用地は、和歌山市等紀北の拠点都市を中心とする他用途土地需要の増大に伴い、今後も相当減少するものと予測されるが、農業を振興する観点から、本県農業が目標とする生産性向上と経営規模の拡大を図り、需要の動向に即した国民食料の安定的供給を確保するため農業振興地域を対象に濃密な施策の展開を図りつつ現況規模程度の農用地の確保と、その適正利用に努めるものとする。この場合、特に既存農地の有効利用並びに開発可能林の積極的な利用を促進する必要がある。

以上の観点から、本県において農業振興地域として保全形成すべき土地の巨視的な配置及び指定の基本的な考え方は概ね次のとおりである。

(1) 紀北農業地帯

本地帯は都市化、工業化の影響を強く受け、非農業部門からの土地需要の最も多い地帯である。現状推移のままでは今後も相当程度の農地の転用が予測されるが、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域及び都市計画区域内の用途地域以外の農用地は確保に努め、農産物の需要の動向に即した生産振興に対応できるよう、合理的な土地利用を進めることとする。

紀ノ川流域の平野部の田は、恵まれた土壌条件と相まって裏作利用も高く、生産性は高い。したがって、紀ノ川中下流域の田は、ほ場条件の整備を進め、田として汎用的な利用を高めることとする。

また、和歌山市の砂地を活かした施設野菜栽培地帯でも、ほ場条件の整備を進め、汎用的な利用を高めることとする。

また、紀ノ川流域の田は、傾斜地果樹園との一体的な利用を考慮し、果樹農家の複合化に資するよう田の利用を高める。傾斜地の果樹園については、既存果樹園の再開発等基盤の整備、交換分合等による集団化につとめ、生産性の高い樹園地としての利用を推進することとする。

(2) 有田農業地帯

本地帯における農用地に占める果樹園の割合は極めて高いが、適地条件と最近の価格動向等、果樹を取りまく環境は厳しく、これに対処するため、今後は既存の傾斜地果樹園の再開発等の基盤の整備を図り、生産性の高い樹園地としての利用を推進することとする。

田については、果樹園への転換は停滞状態にあるため、今後はほ場条件の整備を進め、汎用的な利用を高めることとする。

(3) 日高農業地帯

本地帯は既成市街地周辺農地の改廃を除き、非農業部門からの土地需要は比較的弱く、総体として農業的色彩の濃い地帯である。さらに国営南紀用水事業や日高川総合開発による水利条件の整備や農用地造成により今後も一層農業の発展が期待される。したがって、本地帯においては農産物の需要の動向に即した生産振興に対応できるような合理的な土地利用を進めることとする。

主として、南部川流域の樹園地は、ウメ産地として優良な条件を備え生産性も高い。したがって、ほ場条件の整備等を進め高度利用を図るものとする。

また、臨海部の段丘畑地は、平坦部の畑地と一体的に活用し、野菜栽培を中心としてその高度利用に努めることとする。

果樹園については、自然的条件、団地性等ほ場条件が比較的良好であるが、さらに水利用の整備と相まって、果樹の種類別植栽の方向を明確化するとともに、生産性の高い樹園地としての利用を推進することとする。

(4) 紀南農業地帯

本地帯のうち、会津川流域の果樹園については、生産性の高い樹園地としての利用を推進することとする。

また、会津川・富田川の各下流域の田は優良な条件を備え、冬季の利用率・生産性も高いが、その他の地域の田畑については生産基盤や水利条件に恵まれず、効率的な利用は十分でない。こうしたことから、本地帯については、農産物の需要の動向に即した生産振興に対応できるよう合理的な土地利用を進めることとし、既存の畑地域は畑として、田は野菜・花き等の栽培適地とみられる地域にあつて汎用的な利用を図るものとする。

周辺山麓の林地については、肉用牛などの規模拡大に資するため、田における飼料作物の導入と相まって、混牧林地としての整備を図るよう努める。

第 2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置および規模に関する事項

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

(指定予定地域)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (ha)	備考
紀北農業地帯	和歌山地域 (和歌山市)	和歌山市のうち都市計画法の市街化区域、都市計画法の臨港地区及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のために利用すべき地域(以下「森林地域」という。)を除く区域	総面積 7,085 農用地面積 2,929	
	海南地域 (海南市)	海南市のうち都市計画法の都市計画区域内の用途地域(以下「用途地域」という。)、都市計画法の臨港地区、港湾法の臨港地区及び森林地域を除く区域	総面積 8,507 農用地面積 2,750	
	紀美野地域 (紀美野町)	紀美野町のうち森林地域を除く区域	総面積 9,600 農用地面積 1,228	
	紀の川地域 (紀の川市)	紀の川市のうち森林地域を除く区域	総面積 16,848 農用地面積 5,689	
	岩出地域 (岩出市)	岩出市のうち森林地域を除く区域	総面積 2,132 農用地面積 669	
	橋本地域 (橋本市)	橋本市のうち用途地域及び森林地域を除く区域	総面積 6,355 農用地面積 1,782	
	かつらぎ地域 (かつらぎ町)	かつらぎ町のうち森林地域を除く区域	総面積 8,415 農用地面積 2,466	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (ha)	備考
	九度山地域 (九度山町)	九度山町のうち森林地域を除く区域	総面積 3,575 農用地面積 670	
	高野地域 (高野町)	高野町のうち自然公園法の国定公園の特別保護地区及び森林地域を除く区域	総面積 312 農用地面積 129	
地帯計			総面積 62,829 農用地面積 18,312	
有田農業地帯	有田地域 (有田市)	有田市のうち用途地域、都市計画法の臨港地区及び森林地域を除く区域	総面積 2,823 農用地面積 1,660	
	湯浅地域 (湯浅町)	湯浅町のうち都市計画法の臨港地区及び森林地域を除く区域	総面積 1,940 農用地面積 612	
	広川地域 (広川町)	広川町のうち森林地域を除く区域	総面積 3,413 農用地面積 714	
	有田川地域 (有田川町)	有田川町のうち用途地域及び森林地域を除く区域	総面積 16,001 農用地面積 3,394	
地帯計			総面積 24,177 農用地面積 6,380	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (ha)	備考
日高農業地帯	御坊地域 (御坊市)	御坊市のうち用途地域及び森林地域を除く区域	総面積 3,846 農用地面積 1,068	
	美浜地域 (美浜町)	美浜町のうち森林地域を除く区域	総面積 910 農用地面積 247	
	日高地域 (日高町)	日高町のうち森林地域を除く区域	総面積 4,447 農用地面積 682	
	由良地域 (由良町)	由良町のうち森林地域を除く区域	総面積 2,719 農用地面積 475	
	印南地域 (印南町)	印南町のうち森林地域を除く区域	総面積 7,681 農用地面積 1,121	
	みなべ地域 (みなべ町)	みなべ町のうち森林地域を除く区域	総面積 6,922 農用地面積 2,021	
	日高川地域 (日高川町)	日高川町のうち森林地域を除く区域	総面積 7,705 農用地面積 1,338	
地帯計			総面積 34,230 農用地面積 6,952	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (ha)	備考
紀南農業地帯	田辺地域 (田辺市)	田辺市のうち用途地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び森林地域を除く区域	総面積 22,114 農用地面積 3,398	
	白浜地域 (白浜町)	白浜町のうち用途地域及び森林地域を除く区域	総面積 7,902 農用地面積 909	
	上富田地域 (上富田町)	上富田町のうち森林地域を除く区域	総面積 3,997 農用地面積 689	
	すさみ地域 (すさみ町)	すさみ町のうち森林地域を除く区域	総面積 4,173 農用地面積 300	
	新宮地域 (新宮市)	新宮市のうち用途地域、都市計画法の臨港地区、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び森林地域を除く区域	総面積 2,684 農用地面積 303	
	那智勝浦地域 (那智勝浦町)	那智勝浦町のうち都市計画法の臨港地区、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び森林地域を除く区域	総面積 3,283 農用地面積 500	
	古座川地域 (古座川町)	古座川町のうち森林地域を除く区域	総面積 1,488 農用地面積 289	
	串本地域 (串本町)	串本町のうち森林地域を除く区域	総面積 6,823 農用地面積 343	
地帯計			総面積 52,464 農用地面積	

			6, 731	
県 計			総面積 173, 700 農用地面積 38, 375	

* 出典：農業振興地域管理状況調査

総面積…農業振興地域の総面積

農用地面積…農業振興地域内の農用地（田・畑・樹園地・採草放牧地）面積

**第 3 農業生産の基盤の整備及び開発に
関する事項**

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1. 農業生産の基盤の整備及び開発の方向

本県における農業生産基盤の整備及び開発については、農業上の土地利用の方向に即するとともに産業構造の高度化に伴う農業就業人口の減少、農家階層の分化への対応、集約的農業生産を展開するうえでの必要な土地の高度利用及び水利用の合理化並びに農業経営の規模拡大を図りつつ、農業の近代化とあわせて農村の環境整備を図る観点から進める。

このため、基本的には施設園芸等を考慮した汎用化、機械化による労力節減等生産性向上を旨とし、ほ場整備、農道、用排水施設及び農業集落排水施設の整備、農用地の集団化並びに造成など農業生産基盤整備を積極的に行う必要がある。この場合、森林の整備等林業の振興と整合性を図るとともに、自然環境や生物多様性の保全への配慮を進めるものとする。

2. 農業地帯別の構想

(1) 紀北農業地帯

ア 田の整備

- ① 紀ノ川流域の基幹的な用水施設の整備に伴い、ほ場整備、用排水施設の整備を進め、用水の合理化と水管理労力の節減及び田の汎用化を図る。
また、既整備の用水施設について、適正な保全管理を行うとともに、施設更新を順次行い、安定的な用水確保を図る。
- ② ほ場整備は機械による稲作生産に対応して、主として高性能機械の導入を目標とするとともに、野菜、花きの栽培や施設化にも配慮する。
- ③ 急傾斜地帯の田にあつては農道、用排水施設の整備を進め営農労力の節減と汎用化を図る。

イ 畑の整備

- ① ほ場整備を進め施設への対応を図るとともに、機械導入による労力節減を図る。
- ② 畑地かんがい施設の整備を図り、生産性や品質の向上に資する。
- ③ 急傾斜地帯にあつては、幹線農道を含めた農道の整備を図り、労力節減による集約栽培を推進する。

ウ 樹園地の整備

- ① 幹線を含めた農道の整備とかんがい施設の整備を進め労力節減を図る。
- ② 農地造成については、既成園との一体化を図りつつ、果樹農業振興計画の栽培目標に従い推進するものとする。
- ③ 園内道の整備など園地の立地条件に応じたきめ細かな整備を進め、営農労力の節減を図る。

(2) 有田農業地帯

ア 田の整備

- ① 有田川流域のほ場整備、用排水施設の整備を進め、用水の合理化と水管理労力の節減及び田の汎用化を図る。
- ② ほ場は小型機械の導入を可能とする条件を基準とし、野菜、花きの栽培や施設化にも配慮する。
- ③ 急傾斜地帯の田にあつては農道、用排水施設の整備を進め営農労力の節減と汎用化を図る。

イ 畑の整備

- ① ほ場整備を進め施設への対応を図るとともに、機械導入による労力節減を図る。
- ② 畑地かんがい施設の整備を図り、生産性や品質の向上に資する。
- ③ 急傾斜地帯にあつては、幹線農道を含めた農道の整備を図り、労力節減による集約栽培を推進する。

ウ 樹園地の整備

- ① 幹線を含めた農道の整備と、営農形態に応じたかんがい施設の整備を進め労力節減及び品質の向上を図る。
- ② 傾斜地果樹園の基盤整備を図り、生産性の高い樹園地として利用を推進する。

(3) 日高農業地帯

ア 田の整備

- ① 日高川流域のほ場整備、用排水施設の整備を進め、用水の合理化と水管理労力の節減及び田の汎用化を図る。
- ② ほ場は小型機械の導入を可能とする条件を基準とし、野菜、花きの栽培や施設化にも配慮する。
- ③ 急傾斜地帯の田にあつては農道、用排水施設の整備を進め営農労力の節減と汎用化を図る。

イ 畑の整備

- ① ほ場整備を進め施設への対応を図るとともに、機械導入による労力節減を図る。
- ② 畑地かんがい施設の整備を図り、生産性や品質の向上に資する。
- ③ 急傾斜地帯にあつては、幹線農道を含めた農道の整備を図り、労力節減による集約栽培を推進する。

ウ 樹園地の整備

- ① 幹線を含めた農道の整備とかんがい施設の整備を進め労力節減を図る。
- ② 農地造成については、既成園との一体化を図りつつ、果樹農業振興計画の栽培目標に従い推進するものとする。

(4) 紀南農業地帯

ア 田の整備

- ① 富田川流域のほ場整備、用排水施設の整備を進め、用水の合理化と水管理労力の節減及び田の汎用化を図る。
- ② ほ場は小型機械の導入を可能とする条件を基準とし、野菜、花きの栽培や施設化にも配慮する。
- ③ 急傾斜地帯の田にあつては農道、用排水施設の整備を進め営農労力の節減と汎用化を図る。

イ 畑の整備

- ① ほ場整備を進め施設への対応を図るとともに、機械導入による労力節減を図る。
- ② 畑地かんがい施設の整備を図り、生産性や品質の向上に資する。
- ③ 急傾斜地帯にあつては、幹線農道を含めた農道の整備を図り、労力節減による集約栽培を推進する。

ウ 樹園地の整備

- ① 幹線を含めた農道の整備とかんがい施設の整備を進め労力節減を図る。
- ② 農地造成については、既成園との一体化を図りつつ、果樹農業振興計画の栽培目標に従い推進するものとする。
- ③ 小団地でのほ場整備を進め営農労力の節減を図る。

3. 広域整備の構想

(1) 用排水改良

① 紀北農業地帯、有田農業地帯

本地帯は、田及び果樹、野菜の団地で形成されている大規模な農業生産地域であるが、農業用水の効率化を図り、生産性と品質の向上に資するため、国営第二十津川紀の川土地改良事業及び国営大和紀伊平野土地改良事業を基軸に用排水施設の整備に努める。

② 日高農業地帯、紀南農業地帯

南部川から富田川に及ぶ地域は大河川に恵まれていないため、果樹園及び田の用水は不安定であり、樹園地の造成など農業上の土地利用に障害をきたしていたが、既に完成した国営南紀用水事業を基軸に農産物の生産性と品質の向上を図る。

③ その他排水不良地帯にあつては、広域的な見地に立った、排水施設の整備に努めるとともに客土等を併せて実施することにより農地の汎用化を図る。

(2) 農道の整備

広域な生産地域の形成に対応し、地域内の生産から集出荷・流通までの作業を一貫的に行うことを目的として農道の整備を図る。

第 4 農用地等の保全に関する事項

第4 農用地等の保全に関する事項

1. 農用地等の保全の方向

農用地等は、農産物の生産基盤であると同時に、農業生産活動を通じて発揮される国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を有しており、農用地等を有効利用し、農業生産活動の維持、継続を図る保全活動により、これらの機能を発揮することは、農村社会の維持・増進、下流域に居住する県民生活の安全を確保する上でも必要である。

このことから、農用地等の保全・管理、効率的かつ安定的な経営体への利用集積、農業生産基盤の整備等の施策を通じ、耕作放棄地の発生防止・抑制に努め、さらには耕作放棄地の復旧による再利用を促進する。

特に、適切な農業生産活動が行われるよう農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援、農業経営基盤強化促進法第6条第1項に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定めた遊休農地の農業上の利用の増進に関する施策の実施等により耕作放棄地の発生防止・解消を推進するものとする。

(1) 紀北農業地帯

本地帯は、紀ノ川下流域の水田地帯と上流域の傾斜地果樹園から成り、都市近郊地域であることから担い手の流出等や兼業化が進みつつあり、利便性の良い水田等の農用地については、利用権設定等により認定農業者等への利用集積や作業受委託の促進等を図るとともに、傾斜地果樹園等の生産条件の不利な農地については、生産基盤の整備等生産条件の改善や低コスト生産技術の導入、中山間地域等直接支払制度等の活用により、耕作放棄の防止と利用集積を推進する。

また、平坦地における耕作放棄地等については、農業生産基盤の再整備、市民農園の導入等により、農用地の復旧、再利用を促進する。

(2) 有田農業地帯

本地帯は、本県の温州ミカンの主産地であり、農用地のほとんどが傾斜地果樹園であることから、畑地かんがい施設等の既存ストックの保全を図るとともに、農道等の生産基盤の整備による生産条件の改善や低コスト生産技術の導入、中山間地域等直接支払制度等の活用により、耕作放棄の防止と利用集積を推進する。

また、平坦地における耕作放棄地等については、農業生産基盤の再整備、市民農園の導入等により、農用地の復旧、再利用を促進する。

(3) 日高農業地帯

本地帯は、日高川及び南部川の各下流域において、比較的平坦地が多く、本県の花きや野菜の主産地であり、農用地のほとんどが緩傾斜地であることから、利用権設定等による認定農業者等への利用集積や作業受委託の促進等を図るとともに、ほ場整備等の生産基盤の整備による生産条件の改善により、耕作放棄の防止と利用集積を推進する。

また、主要河川の上流域については、ウメや温州ミカン等の傾斜地果樹園となっており、急傾斜地園地の再編整備による生産条件の改善や低コスト生産技術の導入、中山間地域等直接支払制度等の活用により、耕作放棄の防止と利用集積を推進する。

さらに、平坦地における耕作放棄地等については、農業生産基盤の再整備、市民農園の導入等により、農用地の復旧、再利用を促進する。

(4) 紀南農業地帯

本地帯は、水利条件に恵まれない等の生産条件が不利な農用地が多いが、比較的条件的の良い農用地については、冬季の温暖な気候を活用した施設化の推進に加え、ウメ等の有利作物や肉用牛の導入による複合経営の安定化、利用権設定等による認定農業者等への利用集積を図るとともに、ほ場整備等の生産基盤の整備による生産条件の改善や中山間地域等直接支払制度等の活用により、耕作放棄の防止と利用集積を推進する。

さらに、平坦地における耕作放棄地等については、農業生産基盤の再整備、市民農園の導入、放牧地としての活用等により、農用地の復旧、再利用を促進する。

2. 農用地等の保全のための事業及び活動

本県の農用地の6割以上が傾斜地に位置し、優良な農用地を保全するためには、傾斜地での保全対策が中心となる。このため、以下にあげる取組を積極的に展開し農用地等の保全に努めるものとする。

(1) 効率的かつ安定的な経営体への集積支援

農業従事者の高齢化や担い手不足等に対応し、離農者や規模縮小農家等の農地を認定農業者等の効率的かつ安定的な経営体へ集積する取組や作業受委託を促進する取組など、農用地等の保全・管理を図るために必要な農地の利用調整や流動化を促進する。

(2) 農業生産基盤の整備

中山間地域等の営農実態に即した小区画ほ場整備や農業用排水施設の維持・増進を図るための整備、機械化や省力化を可能とする農道整備等を積極的に実施し、良好な営農条件を有する農用地の確保に努める。

(3) 耕作放棄の発生の抑制

中山間地域等において生産条件の不利性を補正しつつ、集落協定等農家間の相互扶助や、多様な主体による農地・農業用施設等の保全向上活動の取組等により農業生産活動の継続を支援する。

(4) 耕作放棄地の復旧と再利用

地域営農活動や土砂災害に対する悪影響が懸念される耕作放棄状態を解消し、農用地としての再利用を促進するために必要な再整備を支援するとともに、再整備された農用地の地域農業の担い手等への利用集積を促進する。

(5) 保全活動を支援する技術指導

農用地の保全活動を側面的に支援するため、傾斜地での労働強度を軽減するための小規模な園地改良や技術開発と普及に加え、省力化栽培が可能な有利作物の導入等を支援する。

**第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等
又は農用地等とすることが適当な土
地の農業上の効率的かつ総合的な利
用の促進に関する事項**

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

本県農業は、農産物の高品質生産による所得向上及び効率的かつ安定的な農業経営を営む農家への農地集積による農業生産の規模拡大とともに、集約型農業育成を図る。

このため、県内各地域で目標とすべき営農類型を以下のとおり示すとともに、農業経営基盤強化促進法に基づく各種事業を活用し、産地の維持・拡大や有利作物の導入、施設化の推進に加え、農業従事者の高齢化や担い手不足に対応した基盤整備や省力化技術の導入、農作業の共同化、耕種農家と畜産農家との連携強化による地力の維持増進等を図ることにより、農業経営の規模拡大と農用地等の効率的かつ総合的な利用を促進するものとする。

2. 農業地帯別の構想

(1) 紀北農業地帯

温州ミカンや中晩柑の植栽については、一部適地を除いて見直し、カキ、モモなどの落葉果樹の産地の充実に努める。また、ミカン等の完熟型産地づくり、落葉果樹の施設化、品種構成の再編成に努め、高品質果実の生産を目指す。また、露地栽培と施設栽培とを組み合わせ、野菜・花きの周年供給を目指す集約的都市近郊型産地、及び地産地消型産地としての育成を図る。

肉用牛については、牛肉需要の増加が見込まれる中で生産コストの低減や流通の合理化を図りつつ、生産の安定に努める。また、採卵鶏については、近畿圏での採卵供給地として経営の合理化を図り、安定した採卵の供給に努める。

本地帯における基幹作目は、カキ、モモを中心とした落葉果樹やミカン等の果樹、タマネギ、キャベツ、キュウリ、トマト、イチゴ等の露地及び施設の野菜、スプレーギク、カーネーション、緑化木等の花き類とする。

類 型	経営規模	作物別 生産規模	労働力構成		資 本 装 備
			基幹	補助	
野菜＋果樹＋水稻 (80a)	水 田 30a 樹園地 20a ハウス 30a	水稻 30a イチゴ 20a イチゴ(ハウス) 30a	1	2	多目的スプリンクラー・園内軌道・貨物自動車・小型深耕機・動力噴霧機・草刈機・ハウス施設・かん水施設
果樹間複合 (120a)	樹園地 120a	かき 30a モモ 60a 温州ミカン 30a	1	2	多目的スプリンクラー・園内軌道・貨物自動車・小型深耕機・動力噴霧機・草刈機
花き＋水稻 (85a)	水 田 45a ハウス 40a	水稻 45a スプレーギク(ハウス) 40a	1	2	貨物自動車・小型深耕機・動力噴霧機 ・草刈機・ハウス施設・かん水施設
野菜専作 (100a)	普通畑 60a ハウス 40a	ダイコン 60a ニンジン 50a ショウガ(ハウス) 20a ピーマン(ハウス) 20a 軟弱野菜(ハウス) 20a	1	2	貨物自動車・小型深耕機・動力噴霧機 ・草刈機・ハウス施設・かん水施設

(2) 有田農業地帯

恵まれた立地条件と高い技術を背景に、柑橘の銘柄産地としての地位を築いてきたが、今後も高品質生産を基本に、マルチ栽培や優良品種の導入等、温州ミカンの振興を柱に中晩柑類を組み合わせた柑橘類の産地育成を図る。また、花きでは切り花の周年供給産地づくりのため、施設の高度化に努めるものとする。

なお、畜産においては、当地域の特色を生かした養鶏の推進に努めるものとする。

本地帯における基幹作目は、柑橘類を中心とした露地及び施設による果樹、スプレーギク、バラ、洋ラン、スイトピー、千両などの花き、及びブロイラーとする。

類 型	経営規模	作物別 生産規模	労働力構成		資 本 装 備
			基幹	補助	
カンキツ専作 (320a)	樹園地 320a	早生ミカン(マルチ) 35a 極早生ミカン 55a 早生ミカン 100a 普通ミカン 110a 清見 10a はっさく 10a	1	2	多目的スプリンクラー・園内軌道・貨物自動車・小型深耕機・動力噴霧機・草刈機
カンキツ+花き (140a)	樹園地 120a ハウス 20a	早生ミカン 120a トルコギキョウ(ハウス) 20a	1	2	多目的スプリンクラー・園内軌道・貨物自動車・小型深耕機・動力噴霧機・草刈機・ハウス施設

(3) 日高農業地帯

暖地的色彩の強い本地帯は、今後とも施設野菜や露地果樹、花き栽培が進展するものと予想される。

また、稲作も高生産地帯であるが、紀北農業地帯に準じ合理化を進める必要がある。

本地帯における基幹作目は、エンドウ、レタス、キャベツ、ブロッコリーなどの露地野菜、及びトマト、キュウリ等の施設野菜、スターチス、宿根カスミ草、スイトピー、ガーベラ、トルコギキョウ、デルフィニウムなどの施設花き、温州ミカンや中晩柑、ウメ等の果樹、採卵鶏、及びブロイラー、肉用牛とする。

類 型	経営規模	作物別 生産規模	労働力構成		資 本 装 備
			基幹	補助	
野菜+水稻 (1, 130a)	水田 1, 100a ハウス 30a	水稻 1, 100a キュウリ(促成) 30a ホウレンソウ 30a	1	2	貨物自動車・小型深耕機・動力噴霧機・草刈機・ハウス施設・かん水施設、田植機、コンバイン、乾燥機、籾すり機
果樹専作 (220a)	樹園地 220a	ウメ(青梅) 200a ウメ(小梅漬梅) 20a	1	2	多目的スプリンクラー・園内軌道・貨物自動車・小型深耕機・動力噴霧機・草刈機
果樹+野菜+水稻 (220a)	樹園地 165a ハウス 20a 水田 35a	ウメ(青梅) 55a ウメ(漬物) 110a ウスイントウ(ハウス) 20a 水稻 35a	1	2	多目的スプリンクラー・園内軌道・貨物自動車・小型深耕機・動力噴霧機・草刈機・ハウス施設・かん水施設

花き専作 (25a)	ハウス 25a	スイピー(ハウス) 8a ガーベラ(ハウス) 7a トルギキョウ(ハウス) 10a	1	2	貨物自動車・小型深耕機・動力噴霧機 ・草刈機・ハウス施設・かん水施設
---------------	---------	---	---	---	---------------------------------------

(4) 紀南農業地帯

温暖な気象条件と観光資源に恵まれた本地帯では、今後とも「地域に立脚した多彩な園芸産地の推進」に努め、地産地消型産地の育成を図るものとする。

本地帯における基幹作目は、レタス、サヤエンドウ等の野菜、カスミ草、スターチス、ガーベラ等の花き、ウメ、温州ミカンや中晩柑等の果樹、肉用牛、ブロイラーとする。

類 型	経営規模	作物別 生産規模	労働力構成		資 本 装 備
			基幹	補助	
果樹+野菜+水稻 (220a)	樹園地 165a ハウス 20a 水 田 35a	ウメ(青梅) 55a ウメ(漬物) 110a ウスイントウ(ハウス) 20a 水稻 35a	1	2	多目的スプリンクラー・園内軌道・ 貨物自動車・小型深耕機・動力噴霧 機・草刈機・ハウス施設・かん水施 設
果樹間複合 (220a)	樹園地 220a	スイピー 20a ウメ(青梅) 80a 極早生ミカン 65a 早生ミカン 55a	1	2	多目的スプリンクラー・園内軌道・ 貨物自動車・小型深耕機・動力噴霧 機・草刈機
果樹専作 (220a)	樹園地 220a	ウメ(青梅) 200a ウメ(小梅漬梅) 20a	1	2	多目的スプリンクラー・園内軌道・ 貨物自動車・小型深耕機・動力噴霧 機・草刈機
繁殖牛+花木 (100a)	樹園地 100a 繁殖牛 25頭	シメ 100a 繁殖牛 25頭	1	2	貨物自動車・小型深耕機・動力噴霧 機・草刈機・かん水施設・畜舎・飼 料庫・たい肥舎・排せつ物処理施設

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

第6 農業近代化のための施設の整備に関する事項

本県農業の持続的な発展を図るため、消費者ニーズを的確に反映した「安全で高品質な農産物の振興」と「環境と調和した収益性の高い農業」を推進することが必要である。

このため、農用地の計画的利用や農業生産基盤整備と相まって、高性能な機械・施設の導入等による近代的な生産体系の整備を前提として、農産物の流通、加工施設等の計画的配置・整備を促進する必要がある。

1. 重点作物別の構想

(1) 水 稲

農業従事者の高齢化等や兼業化が進展する中で、労力軽減と生産コストを低減し効率的な水稻生産の実践を図るため、認定農業者や効率的かつ安定的な農業経営を営む農家を中心とした集団等への作業委託を推進するとともに、共同育苗施設や乾燥調整施設等については地域の実情に即した合理的な整備を促進する。

(2) 果 樹

最近の多様な需要動向に対し商品価値向上のため、果実の糖、酸を非破壊で測定できる非破壊自動選果機の導入などによる集出荷体制の高度化・合理化を推進するとともに、流通経費の軽減に努める。また、計画的な出荷調整に資するため、他作物との関連を考慮しながら共同貯蔵・加工施設の整備を促進する。なお、果実の鮮度保持のための保冷・予冷施設の整備についても考慮する。

営農面にあっては労働分散と所得向上を図るため、ミカン・晩柑類、落葉果樹等の需要動向に即した高品質果実生産のための施設化を推進する。

(3) 野 菜

高品質、安全・安心、高鮮度な野菜産地づくりに向け、中山間地においては、トマト・ホウレンソウ等の雨よけ栽培を取り入れた夏秋産地の育成に努めるとともに、簡易施設の高度化や作期の拡大を進める。

さらに、都市近郊地帯では、軟弱野菜等の施設の高度化を促進する。

一方、規模拡大を図るため農業生産基盤整備を進めるとともに、施設の耐候性の強化、省エネルギー化の他、高性能な自動選別機の導入により栽培管理や集出荷作業の省力化を図る。

(4) 花き・花木

地域特性を活かし適地適作を基本として、高品質、高鮮度な花き生産を図るとともに、ホームユース需要への対応や鮮度保持流通技術の導入、オリジナル品種の育成をすすめ、産地の維持・活性化を図る。

このため、低コスト・省力化を基本にして、優良種苗の安定供給、ハウス管理の自動化、省力機械の導入を図るとともに、低コスト耐候性ハウスや二層カーテン変温管理装置の導入等による、耐候性の強化、省エネルギー化に努めるとともに、市場対応力の強化を図るため、一元集出荷や鮮度保持技術を活用し出荷調整などができる施設を産地に整備する。

(5) 畜 産

①乳 牛

乳製品の需要の変化に対応した安定的な酪農経営を図るため、集乳路線及び集送乳施設の整備を推進し流通の合理化を図るとともに、飼料施設の改善及び機械導入による飼養管理の省力化、粗飼料の生産利用を促進し、ある程度の規模拡大や合理的な省力飼養管理方式（フリーバーン・ミルクングパーラー方式等）への転換による高品質、低コスト生産をめざす。

②肉 用 牛

和牛を中心とした増頭を図り、本県銘柄牛「熊野牛」のブランド化を進めるために、生産組織・生産地の育成に努める。肥育経営については、繁殖経営との間において肉用牛の地域一貫生産体系を進めるとともに、子牛産地からの素牛の安定的導入に努め肉用牛生産基盤の拡大を図る。

このため、飼養管理の省力化・粗飼料の生産利用促進を図るため、飼養施設の改善及び機械の導入を行い生産性向上に資する。

③鶏

養鶏経営の環境保全と生産性向上を図るため、施設整備並びに施設改善に努めるとともに、大型鶏卵格付包装施設の設置、食鶏処理施設の近代化を促進する。

④豚

周辺環境との調和を図りながら、畜舎施設の改善及びふん尿処理機械の設置等、畜舎環境の整備を推進する。

⑤全畜種共通

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）」に基づき、家畜排せつ物の適正な管理に努めるとともに、堆肥化し農地や草地に還元することを基本として有効利用を推進し、経営規模や投資効果及び地域の実情に応じた堆肥舎等の施設の整備を促進する。

2. 農業地帯別の構想

(1) 紀北農業地帯

①水 稲

共同育苗施設や効率的かつ安定的な農業経営を営む農家を中心とした集団への乾燥調整施設の導入を促進するとともに、農協等におけるライスセンターの導入を考慮する。

②果 樹

集出荷体制の高度化・合理化を推進し、流通経費の軽減に努める。また、計画的な出荷調整に資するため、他作物との関連を考慮しながら共同貯蔵・加工施設の整備を促進する。なお、果実の鮮度保持のための保冷・予冷施設の整備についても考慮する。

営農面にあつては果実の需要動向に即した高品質果実生産により、労働分散と所得向上を図るため、自然的立地条件、経営体質及び技術水準を見極めながら、果樹間複合経営の推進、スピードスプレーヤー等を活用した機械化営農の推進、更にカキ、モモ等落葉果樹の施設化を推進する。

③野 菜

都市近郊地帯では、軟弱野菜等の施設栽培の導入を促進するとともに、規模拡大を図るため、農業生産基盤整備を進めるとともに、複合環境制御装置の設置、高性能な自動選別機の導入により栽培管理や集出荷作業の省力化を図る。

④花き・花木

恵まれた地域特性を活かし、周年供給産地の育成を目指し、低コスト・省力化を基本にして優良種苗の安定供給、ハウス管理の自動化、省力機械の導入を図るとともに、低コスト耐候性ハウスや二層カーテン変温管理装置の導入等による、耐候性の強化、省エネルギー化に努める。また、市場対応力の強化を図るため、一元集出荷や鮮度保持技術を活用し出荷調整などができる施設を産地に整備する。

(2) 有田農業地帯

①果 樹

最近の多様な需要動向に対し商品価値向上のため、果実の糖、酸を非破壊で測定できる非破壊自動選果機の導入などによる集出荷体制の高度化・合理化を推進するとともに、流通経費の軽減に努める。

営農面にあつては労働分散と所得向上を図るため、ミカン・晩柑類、落葉果樹等の需要動向に即した高品質果実生産のための優良系統の導入やマルチ栽培、施設化を推進する。

②花 き

恵まれた地域特性を活かし、周年供給産地の育成を目指し、産地化計画を推進している。

今後も、産地拡大を図るため、低コスト・省力化を基本にして優良種苗の安定供給、ハウス管理の自動化等、省力機械の導入を図るとともに、低コスト耐候性ハウスや二層カーテン変温管理装置の導入等による、耐候性の強化、省エネルギー化に努める。また、市場対応力の強化を図るため、一元集出荷や鮮度保持技術を活用し出荷調整などができる施設を産地に整備する。

(3) 日高農業地帯

①水 稲

共同育苗施設や効率的かつ安定的な農業経営を営む農家を中心とした集団への乾燥調整施設の導入を促進するとともに、農協等におけるライスセンターの導入を考慮する。

②果 樹

最近の多様な需要動向に対し商品価値向上のため、果実の糖、酸を非破壊で測定できる非破壊自動選果機の導入などによる集出荷体制の高度化・合理化を推進するとともに、流通経費の軽減に努める。

③野菜

規模拡大を図るため農業生産基盤整備を進めるとともに、複合環境制御装置の設置、低コスト耐候性ハウスの導入の他、高性能な自動選別機の導入により栽培管理や集出荷作業の省力化を図る。

④花き

恵まれた地域特性を活かし、周年供給産地として産地化されており、今後も産地の維持・活性化を図るため、低コスト・省力化を基本にして優良種苗の安定供給、ハウス管理の自動化等、省力機械の導入を図るとともに、低コスト耐候性ハウスや二層カーテン変温管理装置の導入等による、耐候性の強化、省エネルギー化に努める。

(4) 紀南農業地帯

①果樹

最近の多様な需要動向に対し商品価値向上のため、果実の糖、酸を非破壊で測定できる非破壊自動選果機の導入などによる集出荷体制の高度化・合理化を推進するとともに、流通経費の軽減に努める。

②野菜

規模拡大を図るため農業生産基盤整備を進めるとともに、複合環境制御装置の設置、低コスト耐候性ハウスの導入の他、高性能な自動選別機の導入により栽培管理や集出荷作業の省力化を図る。

③花き

恵まれた地域特性を活かし、周年供給産地として産地化されており、今後も産地の維持・活性化を図るため、低コスト・省力化を基本にして優良種苗の安定供給、ハウス管理の自動化等、省力機械の導入を図るとともに、低コスト耐候性ハウスや二層カーテン変温管理装置の導入等による、耐候性の強化、省エネルギー化に努める。

3. 広域整備の構想

農業振興地域における近代化施設の整備については、各地域の基幹作目及びその規模並びに集団化等により促進されなければならないが、消費動向、市場条件、輸送条件の変化に対応した地域内の整備にはおのずから限界があるため、広域的な見地から設置されることが望ましいと考えられる施設については積極的にその設置を誘導する。

(1) 共同貯蔵庫

消費構造変化及び供給体制の整備拡充の観点から、果実、野菜などの品目を対象に、現に設置されつつある貯蔵庫との関連を重視し、主要地帯に共同貯蔵庫の設置を進める。

(2) 果実加工施設

今後も一定の需要が予想される加工品目の生産確保と、品質の高い生鮮果実の供給の重要性から既存の加工施設の充実と高度化を誘導する。

(3) 食鶏処理施設

飼養規模の拡大をともなう集団化、量産化、および輸送上の不合理是正に対処するため、中核産地における既設の施設との関連を考慮しつつブロイラーおよび廃鶏処理施設を整備する。

(4) 農産物流通センター

経営の安定と市場の需要に対応した供給体制の確立を目途として、情報処理機能と生産出荷の調整機能をあわせそなえた流通センターの設置を検討する。

(5) 総合家畜市場

家畜取引の近代化と流通改善を図るため、県内の子牛生産状況や隣接府県の市場開催状況を考慮しつつ、現況家畜市場の再整備、新家畜市場の設置を進める。

(6) 米総合改善施設

中型機械を中心とした米生産の近代化体系の整備を進め、米の流通に対して貯蔵およびとう精等の合理化施設の整備を促進する。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

農業者の担い手の確保育成は農業の持続的な発展を図る重要な要素である。本県においても安定した農業を保持していくため、和歌山県農業経営基盤強化促進基本方針（平成18年策定）においては、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体を8,000戸確保する目標としており、農業従事年数を40年とした場合、年間200人の新規就農者等の確保育成が必要となる。

このことから、農業大学校を農家子弟等を中心とした農業後継者育成機関と位置づけ、先進的技術、経営手法に対応した高度で幅広い分野にわたる研修教育を行う。加えて近年の社会状況に対応するため、就農を希望する離職者等を対象に農業技術等を修得する社会人課程を実施する。また、多様な担い手を育成するため、和歌山県内で農業を始めたい様々な人々を対象に、就農支援センターにおいて就農相談から農業技術修得、円滑な就農を総合的に支援する。このように、多様な就農ルートを通じた担い手の確保育成を効果的に行うための必要な施設整備を行う。

2. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

農業大学校、就農支援センターにおいては、既存の研修施設等の有効活用を図りつつ、多様な担い手が、最新の農業技術、知識を修得し、就農後安定的な農業経営を営むために必要な施設、機材等を整備する必要がある場合順次整備を図る。

3. 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

多様な担い手育成のために、就農前の農業研修の充実を図り、地域での受け入れ態勢（農地対策、住居対策、農業機械対策、経営・生活の安定対策）の整備を進める。

また、農業に対する関心を醸成するため、小・中学校等における体験学習を始めとする農業教育の推進に努めていく。

第 8 第 5 に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の
安定的な就業の促進に関する事項

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1. 農業就業者の安定的な就業の促進の目標

ハローワークや県商工観光労働部との連携を図りながら、就業相談会等への参加を積極的に行う。
なお、地帯別の構想は以下の通りである。

(1) 紀北農業地帯

本地帯の経済は、臨海部を中心に本県の主要企業や伝統的な地場産業及び農林業を核として発展してきた。しかし、バブル崩壊後の農外就業機会は不十分な状況にある。このような状況下において意欲ある農家を核に農業を振興し、農地の流動化促進による中核農家の経営規模拡大を進める。また、農業構造の改善を図るため、不安定な就業状況にある兼業従事者の就業の安定を促進するものとする。

(2) 有田農業地帯

本地帯の経済は、(1)の地帯と同様に地場産業や農林業を核として発展し、企業誘致の工業団地等の建設も進められてきたが、バブル崩壊後の農外就業機会は不十分な状況にある。このような状況下において意欲ある中核農家を核に経営規模の拡大と農業構造の改善を図るため、不安定な就業状況にある兼業従事者の就業の安定を促進するものとする。

(3) 日高農業地帯

本地帯の経済は、農林業を中心に食品等中規模企業の工場の立地がみられるが農業従事者の農外就業機会は不十分な状況にある。このような状況下において意欲ある農家を核に農業振興を図り、農地の流動化による中核農家の経営規模拡大と農業構造の改善を図るため、不安定な就業状況にある兼業従事者の就業の安定を促進するものとする。

(4) 紀南農業地帯

本地帯の経済は、農林漁業や観光業が主体であり、農業従事者の農外就業機会は不十分な状況にある。このような厳しい状況下にあつて、担い手となる農家を育成し、意欲ある農家を核に温暖な気候等を活かした農業を振興し、農地の流動化による効率的かつ安定的な農業経営を営む農家の経営規模拡大と農業構造の改善を図るため、不安定な就業状況にある兼業従事者の就業の安定を促進するものとする。

2. 農村地域における就業機会の確保のための構想

1の目標を踏まえ

- (1) 紀北農業地帯においては、広域交通体系の結節点という利点を活かした企業立地の促進や海南インテリジェントパークを中心とした地域産業の高度化支援、あるいは農林水産物を活用した1.5次産業（加工・販売）の育成及び地域資源、立地条件を活かした観光農園の導入を図る。
- (2) 有田農業地帯においては、(1)の地帯と同様、企業立地の促進や希少性のある新品種果実の開発や都市圏との近接性を活かした観光農園の導入を図る。
- (3) 日高農業地帯においては、広域交通基盤の整備にあわせ、御坊第二工業団地への先端技術産業や流通産業等の立地を促進するとともに農林水産物を活用した1.5次産業（加工・販売）の育成を図る。
- (4) 紀南農業地帯においては、恵まれた観光資源と連携を図りながら地域に埋もれた資源を見直し、特産物や農産加工品などの開発・振興及び加工利用の高度化のための施設の整備等による地場産業の育成を図る。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする
主として農業従事者の良好な生活環境を
確保するための施設の整備に関する事項

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1. 生活環境施設の整備の必要性

本県の農山村は、若年層を中心に都市部へ流出し、現在では人口の減少は鈍化しているものの減少傾向に変わりはない。また、高齢化や兼業化、混住化が進行し、農業用水の汚濁や農業集落の諸機能や地域住民の相互扶助機能の低下等の問題が生じている。

このような状況の中で農業基盤の整備につとめ、効率的かつ安定的な農業経営を営む農家を中心に、野菜・花き・果樹の施設園芸等生産性の高い集約型農業を積極的に推進するとともに、土地利用型農業の推進を図るためには、生活の拠点でもある集落において農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備が重要である。

近年における国民経済の成長は、都市圏域の拡大にともない、地方分散農家の生活様式も多様化し、都市に近い形態をとりつつあるが、コミュニティー施設等生活環境面では依然として全面的に立ち遅れている。

こうした状況の中で、地域住民の参加を得ながら地域に必要な施設等の整備を進め、農家あるいは非農家を含めた農村の連帯感の醸成はもとより、農業従事者の福祉の向上、健康増進、文化的活動の助長を図り、併せて地域における定住条件の整備及び次代の農業を担う後継者の確保にも努めることとする。

2. 生活環境施設の整備の構想

前述の基本的な考えに基づき上記施設の整備の構想を定めるにあたっては、農用地利用計画との調整を図り、優良農用地の確保に十分留意するとともに、地域住民の意向を尊重するほか、次によりこれらの施設の適正かつ効率的な整備を図るものとする。

- (1) 農業集落は生活の中心であると同時に生産の拠点でもあるという特色を持ち合わせているため、施設の配置にあたっては適正な利用圏を設定するとともに、農道、一般道路との関連に十分留意する。
- (2) 計画の対象とする施設は整備の緊急度の高いものとし、利用見込み人口等を考慮した適正な規模であること。
- (3) 農村地域が持つ特色を活かし、広い空間、豊かな緑、清流を十分配慮しつつ、類似施設との機能分担を明確にし、併せて地域産物を極力活用するなど画一性を避けたものとする。
- (4) 整備する施設は、その受益者が主として農業従事者であるものを対象とするが、併せて農業従事者以外の居住者にとっても良好な生活環境の確保となるよう配慮するものとする。
- (5) 対象とする施設は当該施設を利用する住民の自主的な活動により、施設の維持、運営が適正に行われるよう配慮する。